附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　別表に掲げる被服及び装備品の色、地質又は材質及び制式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

（皇宮護衛官の服制に関する規則の一部改正）

3　皇宮護衛官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「、第八条」を「中「警察庁長官（以下「長官」という。）又は警視総監若しくは道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）」とあり、並びに第八条」に、「所轄庁の長」を「長官又は警察本部長」に改める。

告　示

○警察庁告示第一号

警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）第七条の規定に基づき、交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制及び広域緊急援助隊員の服制の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月十四日

警察庁長官　金高　雅仁

交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制及び広域緊急援助隊員の服制の一部を改正する告示

（交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制の一部改正）

第一条　交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制（平成二年警察庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「所轄庁の長（」を削り、「をいう。以下同じ」を「（以下「警察本部長」という」に改める。

第二条第二項、第三条（見出しを含む。）及び附則第二項中「所轄庁の長」を「警察本部長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

一　男性警察官

交通乗車服				
冬服	上衣	色		紫み青色とする。
		地質		毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		制式	襟	折り襟式とする。
			肩章	1　袖側の端の部分を肩部に縫い込み、襟側の部分を上衣の色と同系色のボタン一個で留める。 2　日章を付けた金色のボタン一個を飾りボタンとして付ける。
			前面	1　ダブル・ジャンパー型とする。 2　日章を付けた金色のボタンを三個ずつ二行に付ける。
			後面	パネルライン付きとする。
			袖	1　長袖とする。 2　袖口の前側の部分は、ファスナー開きとする。
			帯革留め	腰部の前後に二個ずつ付ける。
	ズボン	色		上衣と同色とする。
		地質		上衣と同質とする。
		制式		1　ハイウエスト型の長ズボンとする。 2　前面の左右脇側に切ポケットを一個ずつ、後面の左右に雨蓋付切ポケットを一個ずつ付ける。 3　両脇に脇線に沿って側章を付ける。 4　右裾の外側の部分にペン差しを付ける。 5　裾口の外側の部分は、ファスナー開きとする。 6　形状は、図二のとおりとする。
			帯革留め	形状は、図一のとおりとする。
防寒服	上衣	色		青み黒色とする。
		地質		皮革又は合成皮革とする。
		制式	襟	冬服上衣の襟と同様とする。
			肩章	冬服上衣の肩章と同様とする。
			前面	冬服上衣の前面と同様とする。
			後面	左右の袖付け部分にシャーリング加工を施す。
			袖	1　長袖とする。 2　肘部は、二重に縫い付ける。 3　袖口の前側の部分は、ファスナー開きとする。
			帯革留め	冬服上衣の帯革留めと同様とする。
	ズボン			形状は、図三のとおりとする。